

第 1 章 事業の概要

1.1 事業目的

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響を受けた地域では、これまでも除染等が行われてきており、帰還困難区域の一部を除き避難指示が解除されたところである。これらの地域において林業は基幹産業の一つであり、林野庁では、避難していた住民の帰還後、円滑に林業が再開できることを目的に、森林内における放射性物質対策技術等林業再生の取組について、事業規模での実証を進めているところである。

「里山再生事業」については、令和3年3月9日に閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において、「里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。」とされており、避難指示区域又は汚染状況重点調査地域（既に解除された区域を含む。）を有する福島県内の市町村において関係省庁が連携して、各地域の実情に即した里山再生のための取組（除染、森林整備、線量測定）を実施することとなっている。

このため、林業再生の事業規模の実証の一環として市町村の要望に応じて選定された「里山再生事業」の実施地区において、間伐等の森林施業や空間線量率の把握などを実施する。

1.2 事業実施の基本方針

本事業は、林業活動の再開に向けて、上記目的と過年度里山再生事業の成果を踏まえ、下記項目（１）～（４）の考え方に基づき事業を実施した。

- （１）林野庁、富岡町等との協議を重ね、計画策定や施業箇所の選定、施業計画の策定を行った。
- （２）本事業の対象となる森林は、以下に該当するものとした。
 - ・森林法第5条第1項（昭和26年法律第249号）に基づく森林（地目が林地である）。
 - ・他の森林整備事業（ふくしま森林再生事業、福島県森林環境税を活用した整備事業、保安林改良事業等の治山事業等）の該当地ではない。
- （３）本事業の森林整備箇所の選定にあたっては、航空機モニタリングによる空間線量率等のほか、林況を勘案し、更新伐等の森林整備を実施することにより森林機能の維持・向上を図るように考慮した。

また、森林整備方法の検討にあたっては、「森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）」等を参考にし計画を策定した。

なお、森林での作業については、「除染等業務ガイドライン」に基づき、 $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える地域では行わないこととした。

- (4) 本事業対象地区は、「富岡町森林整備計画（自：令和 5 年 4 月 1 日 至：令和 15 年 3 月 31 日）」のなかで、「森林の保健・文化・教育的利用に対し住民が自然と親しむ場を提供し、森林の公益的機能の保全、森林の保健休養機能を十分に活用した空間としての利用を推進する。」とある整備計画に準拠し、今後 3 年間の施業計画の策定を行った。

1.3 事業実施の内容

調査は仕様書に沿って、仕様書の項目、内容を確認するとともに、林野庁及び富岡町と協議を重ね実施した。実施手順を図 1.1 に示した。

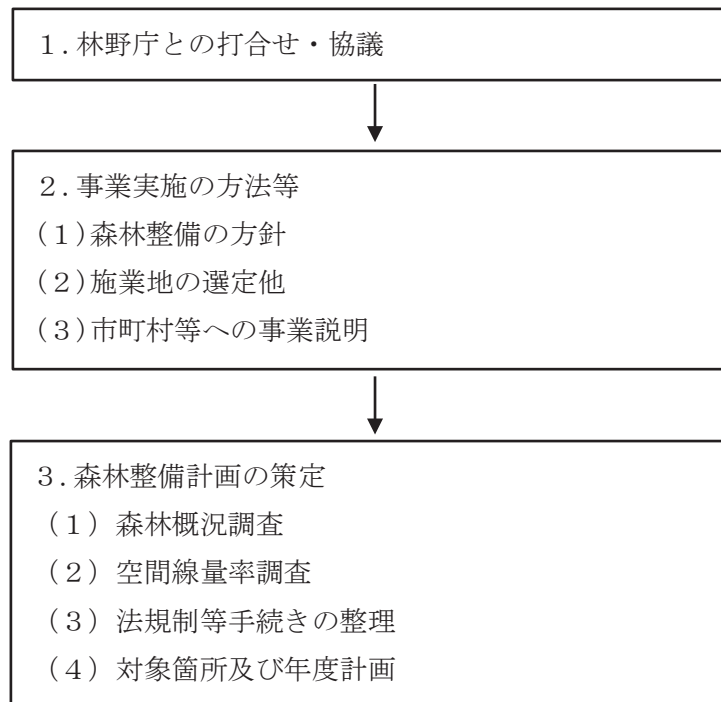


図 1.1 事業実施フロー

本事業は、以下の民有林を対象とし、基本的には大倉山森林公園の区域内にある遊歩道のうち、林野庁が指定する遊歩道（延長 4,325m）の両側（右側・左側各 20m）の範囲とした。

表 1.1 森林整備計画策定の対象地区

地区名	予定面積 (ha)	林班 準林班 小班	森林所有者	備考 (保安林等)
大倉山森林公園	17.3 (注 1)	20 林班 イ 準林班 7 小班の一部	富岡町	土砂流出防備保安林、保健保安林、山腹崩壊危険地区を含む

(注 1) 基本的には、大倉山森林公園の区域内にある遊歩道のうち林野庁が指定する遊歩道（延長 4,325m）の両側 40m（右側・左側各 20m）の範囲



図 1.2 事業実施箇所の位置図



富岡市から見た大倉山



大倉山案内看板



公園内の森林状況



遊歩道の状況